



福岡医発第2230号(地)
平成23年12月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

個人住民税の特別徴収制度の実施促進について

給与所得者の個人住民税につきましては、地方税法で給与から当該税が天引きされる「特別徴収」で納税することとされていますが、事業所によっては滞納が発生しやすい給与所得者が自ら納税する「普通徴収」にしていることから、平成22年度の個人住民税の収入未済額は116億円で、県全体の収入未済額180億円の65%を占めているため、特別徴収を行っていない事業所に対して特別徴収への切り替えを促進するものです。

本件につきましては、12月19日に開催いたしました各医師会税務担当理事者会において福岡県総務部税務課指導係よりご説明いただきましたが、今般、各会員に対して特別徴収への切り替えの周知について福岡県総務部税務課長より別添のとおり協力依頼がありました。

そこで、12月22日開催の本会第28回全理事会において協議の結果、特別徴収への切り替えについて協力することといたしましたので、貴会におかれましても会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県総務部税務課より下記資料が送付されてまいりましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

【送付資料】

1. 「従業員の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！」チラシ 1部
2. 「従業員の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！」ポスター 2部
3. 個人住民税の「特別徴収」への切り替えのご案内 1部

23税第781号
平成23年12月19日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県総務部税務課長

個人住民税の特別徴収制度の実施促進について（依頼）

日ごろより、本県の税務行政につきまして御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年度の所得税から個人住民税への税源移譲に的確に対応するため、県庁内に「福岡県地方税収対策本部」を設置し、県と市町村が連携して積極的な税収確保対策の取組を実施しているところですが、依然として滞納額が増加している状況です。このため、本年度より、個人住民税の滞納を未然に防止し、税負担の公平性を確保するため、県と市町村による当該税の特別徴収制度の実施に向けた取組を強化することとしております。

本来、給与所得者の個人住民税につきましては、地方税法で給与から当該税が天引きされる「特別徴収」で納税することとされていますが、事業所によっては滞納が発生しやすい給与所得者が自ら納税する「普通徴収」にしていることから、特別徴収を行っていない事業所に対して特別徴収への切り替えを促進するものです。

また、県庁で開催された「地方税収対策福岡県連絡会議」において、県と市町村共同で「個人住民税における特別徴収推進」宣言を採択し、県と市町村が一体となって取り組んでいくことを確認したところです。

つきましては、個人住民税における特別徴収制度の重要性を御理解いただき、会員の皆様方に対して周知をしていただきますとともに、特別徴収への切り替えの御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

「個人住民税における特別徴収推進」宣言 ～県と市町村の共同宣言～

福岡県と県内市町村は、積極的な税収確保対策に取り組んでいますが、特に個人住民税については収入未済額が増加しており、その対策が急務となっています。

個人住民税の特別徴収は、事業所が従業員の毎月の給料から税金を差し引いて納税するため、従業員の納税負担が軽減され、納付忘れも防止されることから、収入未済額の縮減につながります。

本日、地方税収対策福岡県連絡会議において、滞納を未然に防止し、税負担の公平性を確保するため、県と市町村は互いに連携し、個人住民税の特別徴収の推進に向けた取組を強化することをここに宣言します。

平成23年5月23日

福岡県地方税収対策本部

本部長 岩永 龍治（福岡県税務課長）

副本部長 森 祐司（福岡県市町村支援課長）

福岡県市町村税務連絡協議会連合会

会長 荒尾 好守（八女市税務課長）

事業主の皆様へ

従業員の
個人住民税は、
特別徴収で
納めましょう！



特別徴収とは

従業員の給与から個人住民税を天引きし、
事業主が毎月納付するものです。



給与所得者の個人住民税は、事業主の
特別徴収が法律で義務づけられています。

福岡県
と県内市町村は
連携して、個人住民税の
特別徴収を推進して
います。

特別徴収の手続きに関するお問い合わせは、各市町村の
個人住民税担当課 にご連絡を！

～事業主の皆さまへ～

個人住民税の「特別徴収」への 切り替えのご案内

特別徴収制度とは・・・

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給料から個人住民税（市町村民税＋県民税）を天引きし、従業員の居住する市町村に納入する制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村条例の規定により、事業主（給与支払者）で、所得税の源泉徴収を行う義務のある方は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として従業員の個人住民税の特別徴収をしていただくことになっています。（事業者や従業員の意思で「特別徴収」「普通徴収」を選択することはできません。）

従業員の方にとって
たいへん便利な制度
です。

個人住民税の特別徴収制度は、

- ① 従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けます。
- ② 納め忘れがなくなるので、滞納となって延滞金が発生する心配がなくなります。
- ③ 毎月の給与天引き（年12回払い）になるので、1回当たりの税負担額が少なくなります。（普通徴収は年4回払い）

事業所に対して個人
住民税の税額決定
通知を市町村から
送ります。

所得税と違って、従業員の税額計算は市町村で行い、5月中旬に従業員ごとの特別徴収税額を通知します。

この通知に記載された金額（月額）を、6月以降、それぞれの従業員給与から毎月天引き（特別徴収）し、各市町村に納入してください。

★ 特別徴収事務の流れ（手続き）

- ・ 1月初旬 給与支払報告書を従業員の住所地市町村に提出する際、「総括表」に「特別徴収」と記載してください。
- ・ 5月中旬 従業員の住所地市町村から、従業員ごとの特別徴収税額の決定通知書（事業所用、従業員用）、納付書などが送付されます。（従業員用の税額の決定通知書は該当従業員に渡してください。）
- ・ 6月 従業員の6月分給料から天引きを開始します。（翌年5月まで）
- ・ 7月10日 従業員の6月分給料から天引きされた個人住民税は、給料支給翌月の10日までに、（5月に市町村から送付された）納付書により、金融機関等から該当市町村に納入してください。（毎月実施）

お問い合わせ先

- 各市町村個人住民税担当課（手続きに関すること）
- 福岡県税務課（制度に関すること）
（特別徴税班 TEL 092-643-3049）



詳しくは各市町村、福岡県のホームページをご覧ください。

～事業主の皆さまへ～

個人住民税の「特別徴収」への 切り替えのご案内

福岡県では、県内市町村と共同して、給与所得者（従業員）の方々の納税の利便性の向上と税負担の公平性を図るため、個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主の方々に対して、「特別徴収」への切り替え促進を図る取組を行っています。

特別徴収制度とは・・・

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給料から個人住民税（市町村民税＋県民税）を天引きし、従業員の居住する市町村に納入する制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村条例の規定により、事業主（給与支払者）で、所得税の源泉徴収を行う義務のある方は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として従業員の個人住民税の特別徴収をしていただくことになっています。（事業者や従業員の意思で「特別徴収」か「普通徴収」かを選択することはできません。）

従業員の方にとってたいへん便利な制度です。

個人住民税の特別徴収制度は、

- ① 従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けます。
- ② 納め忘れがなくなるので、滞納となって延滞金が発生する心配がなくなります。
- ③ 毎月の給与天引き（年12回払い）になるので、1回当たりの税負担額が少なくなります。
（普通徴収は年4回払い）

事業所に対して個人住民税の税額決定通知を市町村から送ります。

所得税と違って、従業員の税額計算は市町村で行い、5月中旬に従業員ごとの特別徴収税額を通知します。
この通知に記載された金額（月額）を、6月以降、それぞれの従業員給与から毎月天引き（特別徴収）し、各市町村に納入してください。

★ 特別徴収事務の流れ（手続き）

- ・ 1月初旬 給与支払報告書を従業員の住所地市町村に提出する際、「総括表」に「特別徴収」と記載してください。
- ・ 5月中旬 従業員の住所地市町村から、従業員ごとの特別徴収税額の決定通知書（事業所用、従業員用）、納付書などが送付されます。（従業員用の税額の決定通知書は該当従業員に渡してください。）
- ・ 6月 従業員の6月分給料から天引きを開始します。（翌年5月まで）
- ・ 7月10日 従業員の6月分給料から天引きされた個人住民税は、給料支給翌月の10日までに、（5月に市町村から送付された）納付書により、金融機関等から該当市町村に納入してください。（毎月実施）



【個人住民税の特別徴収についてのQ & A】

Q 1) これまで事業所の意思で、特別徴収か普通徴収の選択ができていたのに、なぜそれができなくなったのですか。

A) 地方税法には「納税義務者（給与所得者）に対しては特別徴収の方法によって徴収するものとする」（同法第321条の3）、「所得税を徴収して納付する義務がある事業所（給与支払者）に対して特別徴収義務者に指定し、これを徴収させなければならない」（同法第321条の4）と規定されています。

これに基づき、平成23年度から県と市町村が一体となり、給与所得者（従業員）の納税の利便性を図るため、特別徴収制度の徹底を図ることとしたものです。

Q 2) なぜ、特別徴収制度の徹底を図ることにしたのですか。

A) 平成19年度に国から地方に税源移譲があり、所得税が減額され、個人住民税が増額されました。給与所得者のうち、特別徴収になっている方は給料天引きのため、滞納されることはありませんが、普通徴収（自ら年4回納付）になっている方は税額が増加したため税の負担が大きくなり、滞納が増加しております。

この結果、個人住民税の滞納額が大幅に増加し、税財源に大きく影響を及ぼしている状況です。

このため、普通徴収になっている給与所得者の方を特別徴収に切り替えることによって、滞納の防止と税負担の公平性を図ることとしたものです。

Q 3) 従業員から「普通徴収で良いので、そのままにしてもらいたい。」と要望されているのですが、どうすればよいのですか。

A) 地方税法や市町村条例には、「給与所得者に対しては特別徴収の方法で徴収するもの」、「市町村は所得税を徴収する義務を有する事業所に対して特別徴収義務者に指定し、徴収しなければならない」と規定されていますので、個人的な希望による選択はできません。事業所は特別徴収義務者の指定を受けていますので、従業員からは特別徴収をしていただくようお願いします。

Q 4) パートやアルバイト等すべての従業員から特別徴収をすることになるのですか。

A) 地方税法上（第321条の3）、「納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日に給与の支払を受けている者である場合」は特別徴収の対象となりますが、次の場合は特別徴収はできませんので、市町村にお申し出願います。

- ・他の事業者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。
- ・従業員が退職したため、翌年度からの特別徴収ができない。
- ・個人住民税額が給与の支払額よりも多いため、特別徴収できない。
- ・給与が毎月支給されない。

その他、特別徴収による納税が著しく困難と認められる場合は普通徴収の方法によることとされます。

Q 5) 従業員から預かった個人住民税の市町村への納入は、毎月行うのですか。

A) 地方税法上（第321条の2）では特別徴収義務者（給与支払者）の事務所、事業所等で給与を受ける者が常時10人未満である場合には、市町村長の承認を受けて、特別徴収税額（毎月の給料天引き分）を年2回に分けて納入することができます（「小規模事業者に係る特別徴収税額の納期の特例」という。）ので、該当する場合は関係市町村にご相談ください。

【納入時期】

- ・ 6月～11月の給料天引き分 → 12月10日までに納入（1回目）
- ・ 12月～翌日5月の給料天引き分 → 6月10日までに納入（2回目）

Q 6) 従業員が年度途中で退職したりした場合はどうするのですか。

A) 従業員の方が年度途中で退職されたり、休職されたりして給与からの天引きができなくなった場合は、速やかに所定の異動届出書を関係市町村に提出してください。関係市町村から特別徴収税額の変更通知書をお送りします。

お問い合わせ先

- 各市町村個人住民税担当課（手続きに関すること）
- 福岡県税務課（制度に関すること）
（特別徴税班 TEL 092-643-3049）

